

名古屋のドイツ軍俘虜収容所における音楽・演劇活動（1914–1919）

——陸軍方針との関連を中心に——

七條めぐみ

本稿は、第一次世界大戦下の中国・青島から日本に収容されたドイツ軍俘虜（捕虜）に関して、特に名古屋収容所における俘虜の文化活動の特色を明らかにすることを目的とする。ドイツ軍俘虜とは、中国におけるドイツの租借地であった青島をめぐる日本とドイツの戦争により発生した、約4,700名のドイツ軍人・軍属のことである。彼らはおおよそ1914年10月から1920年1月までの間、日本各地の収容所に留め置かれた。この間、日本陸軍は俘虜虐待を禁じる国際条約に則り、俘虜を人道的に扱わねばならなかった。したがって、収容所では音楽や演劇などの文化活動が行われており、先行研究では大規模収容所を中心に詳細が明らかにされてきた。しかし、これらの活動が日本陸軍からどのように見なされ、その方針が実際の文化活動にどの程度反映されるものだったかは、問われることが少ない。

本稿ではこのような問題意識に立脚し、特に名古屋収容所における俘虜の音楽・演劇活動に着目する。名古屋収容所では、男声合唱団とオーケストラが存在し、1918年11月の休戦協定締結後に、収容所外で演奏活動が行われたことが分かっている。しかし、演劇などの他の領域も含めた文化実践や、陸軍方針との関係については十分に明らかになっていない。本稿ではまず、陸軍の口演記録や会議録を読み解くことで、俘虜の文化活動が陸軍にとって警戒の対象であり、解放間際になっても公開の場における音楽・演劇活動は禁止される傾向にあったことを見出す。その上で、名古屋収容所における文化活動について、1919年に上演された音楽を含む演劇作品の詳細を明らかにするとともに、活動の実施方法の点で他の収容所よりも陸軍方針を強く反映するものだったことを指摘する。これにより、俘虜の文化活動が、収容所内部で完結していたのではなく、受入国の軍隊や住民との関係において成り立つものであったことを示す。